

「湯浅町部落差別をなくす条例（案）」

現在湯浅町では、今なお残る部落差別の早期解消を目的に、また一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを目指し、「（仮称）湯浅町部落差別をなくす条例」の制定を進めています。これは、平成28年12月に施行されました「部

落差別の解消の推進に関する法律」を踏まえながらも、町独自の取組みについて定めるものです。本条例を制定するにあたり、皆様の声を反映していくため、次のとおり意見を募集します。ぜひご意見をお寄せください。

湯浅町部落差別をなくす条例（案）

目 的

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。」とした世界人権宣言の精神、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別のない社会の実現を目的とする部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）の理念に基づき、部落差別は決して許されないものであるという認識の下、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、町の責務を明確にするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない湯浅町を実現することを目的とする。

定 義

第2条 この条例において用いる用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- 町民とは、湯浅町内に住所を有する者をいう。
- 町民等とは、前号に規定する者及び湯浅町内に通学又は通勤する者並びに湯浅町を訪れる者をいう。
- モニタリングとは、インターネット上における部落差別と見なされる書き込み及び投稿等（以下「差別書き込み等」という。）を監視することをいう。
- 事業者とは、湯浅町内で事業活動を行う個人、法人及びその他団体をいう。
- 差別行為とは、誤解や偏見からくる個人若しくは不特定多数又は被差別部落等を対象とした言動、落書き等の部

落差別と見なされる誹謗中傷行為、就職又は結婚等を理由とする被差別部落の調査及びその他これらに類する行為をいう。

- 差別者とは、前号に規定する差別行為を行った個人、法人及びその他団体をいう。
- 被差別者とは、第5号に規定する差別行為を受けた個人、法人及びその他団体をいう。
- 家族等とは、配偶者、父母、祖父母、子、兄弟姉妹、孫、配偶者の父母、子の配偶者及び後見人をいう。ただし、民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に満たない者は除く。

基本理念

第3条 部落差別の解消に関する理念は、全ての町民が基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるということ踏まえ、部落差別は決して許されないものであるという基本的な認識の下、町民一人一人の理解を深めることに努め、部落差別を根本から解消するものとする。

町の責務

第4条 町は、前条の基本理念のつとめ、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、国及び県との連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講ずる責務を有する。

相談体制の充実

第5条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別に関する相談体制の充実を努めなければならない。

- 町長は、部落差別に関する相談窓口を、湯浅町立隣保館条例（昭和38年条例第12号）第2条に規定する隣保館に設置する。
- 町長は、前項に規定する隣保館のうち、湯浅町立湯浅隣保館に部落差別に関する相談員を置く。

教育及び啓発

第6条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別を解消するために必要な教育及び啓発をあらゆる世代に対して、最も効果的と考えられる方法で行わなければならない。

計画及び調査

- 町は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、湯浅町部落差別解消推進基本計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。
- 町は、部落差別の解消に関する施策の実施及び前項に規定する計画を策定するため、必要に応じて、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

推進体制の充実

第8条 町は、前条第1項に規定する計画を効果的に推進するため、国及び県並びにその他この条例の目的を達成するために必要と考えられる団体等との連携を図るとともに、町の組織の整備又は充実に努めなければならない。

モニタリング

- 町長は、差別の助長、拡散を抑制することを目的に、モニタリングを行うものとする。
- 町長は、前項に規定するモニタリン

について皆様のご意見をお寄せください

- 募集期限：1月28日(月)17:15まで
- 募集対象者
 - 町内に住所を有する方
 - 町内に事務所又は事業所を有する個人、法人又はその他任意団体
 - 町内に所在する事務所又は事業所に勤務する方
 - 町内に所在する学校に在学している方

- 提出書類：「意見書」（総合センターに取りに来ていただくか、町ホームページよりダウンロードしてください。）
- 提出方法
 - 持参：人権推進課[総合センター]まで 平日8:30~17:15
 - 郵送：人権推進課[総合センター]まで

- FAX：人権推進課[総合センター]まで
- 口頭：障がい等の理由により①~③による提出が難しい場合は、電話でお問合せいただければ、個別に対応させていただきます。 平日8:30~17:15

グにおいて、町に関係する差別書込み等を発見した場合は、必要な方法によりそれを消去するよう努めるものとする。

- 町民等及び事業者は、町に関係する差別書込み等を発見した場合は、町長に報告するものとする。
- 町長は、前項に規定する報告を受けた場合は、内容を確認し、必要と認める場合は、それを消去するよう努めるものとする。

審議会

- 町は、第7条第1項に規定する計画の策定等に関する事項及び差別行為が発生した場合に、町長の諮問に応じ、審議するため湯浅町部落差別をなくす審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 審議会は、委員15名以内で組織する。
- 審議会の委員は、部落差別に識見を有する者等のうちから、町長が委嘱するものとする。
- 審議会の委員の任期は、町長が委嘱した日から諮問に対する答申を行うまでの期間とする。
- 審議会の委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。
- 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する事項は、町長が別に定める。

差別行為の情報提供

第11条 町民等は、差別行為を知り得た場合は、速やかに町長に情報提供するものとする。

- 事業者は、業務中又は管理する施設内で差別行為を発見した場合は、速やかに町長に情報提供するものとする。
- 被差別者は、当該差別行為の解消を目的に、町長に申し出ることができる。

差別行為の調査

- 町長は、前条各項に規定する情報提供を受けた場合は、当該差別行為の調査を行うものとする。
- 事業者は、前条第2項に規定する情報提供を行った場合は、業務に支障がない範囲で、当該差別行為に係る調査に協力するよう努めるものとする。
- 町長は、審議会の意見を参考に、当該差別行為を差別事件とし、差別者を特定することができる。

差別者への指導及び助言

- 町長は、前条第3項の規定により差別者を特定した場合は、差別者の誤解、偏見等を取り除くことを目的に指導又は助言（以下「指導等」という。）を行うものとする。
- 町長は、必要と認める場合は、差別者の家族等に指導等を行うことができる。

差別者への勧告

第14条 町長は、前条に規定する指導等を行ったにもかかわらず、差別者がある指導等に従わない場合及び差別行為を繰り返す場合は、差別行為を行わないよう勧告することができる。

差別者への命令

第15条 町長は、前条に規定する勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧

告に従わない場合は、期限を定めて当該勧告に従うよう命令することができる。

差別者の氏名等の公表

第16条 町長は、前条に規定する命令を受けた者が正当な理由なく命令に従わない場合は、その者の氏名等を公表することができる。

- 町長は、前条の規定により氏名等を公表する場合は、あらかじめ公表されるべき者にその理由を告知し、意見を述べる機会を与えるものとする。

被差別者の支援及び救済

第17条 町は、この条例に定めるもののほか、被差別者への支援及び救済に積極的に努めるものとする。

秘密保持

第18条 町長は、差別行為の調査等により知り得た情報の適正管理に努めるものとする。

委 任

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- この条例は、平成31年4月1日に公布し、平成31年10月1日から施行する。
- この条例第9条に規定するモニタリングにおいて発見した差別書き込み等は、施行日前になされた差別書き込み等についても、この条例の規定を適用する。

*お寄せいただいたご意見とともに町の考え方を示して公表いたします。（住所、氏名等個人を特定できるような情報は公表いたしません。）
*ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。